

平成 30 年 7 月 3 日  
公益社団法人北海道観光振興機構

## メディアによる編集タイアップの企画提案を公募します（後期募集）

首都圏を中心に北海道の観光情報を広く発信するため、当機構ではメディアを対象としたタイアップ事業を実施することになりましたので、下記のとおり企画提案を募集いたします。

### 記

1. 事業名  
平成 30 年度 メディアタイアップ情報発信事業（編集タイアップ）
2. メディア対象  
雑誌、ウェブサイト、テレビ、ラジオ等、各種媒体を有するメディア事業者（代理店を含む）
3. 企画提案指示書  
事業詳細に関する説明会は開催いたしません。別添「企画提案指示書」をお読みいただき、ご不明な点などがありましたら担当者までご連絡ください。
4. 今後のスケジュール（予定）

8 月 2 日（木） 17:00	企画提案書の提出期限
8 月 8 日（水）	企画審査会
8 月 20 日（月）以降	各媒体による取材・編集・媒体露出
5. 問合せ先  
060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階  
公益社団法人北海道観光振興機構 広報・国内プロモーショングループ  
TEL 011-231-5881（グループ直通）  
石橋静枝（ishibashi@visithkd.jp）

# 平成 30 年度 メディアタイアップ情報発信事業 編集タイアップ企画提案指示書【後期】

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的  
首都圏を中心に北海道観光の魅力発信強化を図ることにより、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を刺激し、道外客の誘客を促進する。
2. 募集対象者  
雑誌、ウェブサイト、テレビ、ラジオ等の各種媒体を有するメディア事業者（代理店を含む）
3. 取材対象期間  
平成 30 年 8 月 20 日～平成 31 年 2 月 28 日（木）  
※記事・番組等の発信は平成 31 年 3 月 31 日（日）までを条件とします。
4. 企画提案の内容、テーマ等  
次の(1)～(3)の条件を満たす北海道内の特集であること  
(1) エリアを絞った拠点周遊型観光、滞在型観光を想起させる企画  
(2) 身近で手軽に行ける北海道、何度も行きたくなる旅のイメージを想起させる企画  
(3) 以下のいずれかのポイントが明確である企画  
①市場性（女子旅クラスタ、ファミリークラスタ）、②テーマ性（体験型観光）、  
③ストーリー性（北海道命名 150 年、アイヌ文化）
5. タイアップ金額・採択数  
取材経費（ロケ・取材に関わる旅行費用）と編集・制作費の一部を対象とする。上限金額は原則 1,000 千円とするが、大型企画については 1,500 千円を上限に若干数を採択する。  
(1) 1,000 千円（税込）上限 7 企画採択予定  
(2) 1,500 千円（税込）上限 2 企画採択予定  
  
※1 企画につき(1)(2)いずれかへの応募とする（1 企画で 2 種類の見積提案は不可）
6. 選定方法  
(1) 北海道観光振興機構並びに北海道経済部観光局にて、企画内容を検討・審査の上選定する。  
(2) 1 社より複数の企画提案があった場合は、企画毎に審査する
7. 企画提案に必要な書類  
下記書類を各 1 部提出すること。  
(3) 企画提案書  
媒体名、テーマ、露出量（ページ数、放送時間など）、露出時期、取材対象地域、取材行程などを明記すること。PDF データ送付可。  
(4) 媒体資料  
掲載する記事の広告換算値が分かる資料（広告料金表など）を添付すること。既存資料がない場合は、提案した企画の価値を金額で示すこと。PDF データ送付可。  
(5) 見積書  
① 体裁  
各社任意の見積書用書式を使用し、企画書とは別に作成して郵送すること。  
② 記載項目  
(ア)取材経費（北海道への渡航費、北海道内の宿泊費および交通費、体験取材費等。取材者の飲食費は除く）  
(イ)編集・制作費（出演者への謝礼などを含む）  
③ 署名・捺印  
代表者名（社長名・支社長名など）と捺印（社長印または社判）。担当者名の記載のみは不可とする。

8. 企画提出期限  
平成 30 年 8 月 2 日 (木) 17 : 00
9. 企画提出先  
〒060-0003  
北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 緑苑ビル 1 階  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
広報・国内プロモーショングループ  
担当：石橋静枝 (TEL 011-231-5881 Email ishibashi@visithkd.jp)
10. 採択後の手続き
  - (1) 請書の提出をもって契約成立とする。採択通知後、当機構が定める様式に従って請書を作成し、代表印を捺印して本紙を郵送すること。
  - (2) 契約期間は、契約締結の日から掲載号の発行日（ウェブサイトの場合は掲載日、テレビ・ラジオの場合は放送日）までとする。
  - (3) 取材出発前に行程を提示すること。
  - (4) 成果物には取材協力のクレジット表記掲載を原則とする。ただし、媒体特性等を勘案し、協議の上認めた場合はこの限りではない。
  - (5) クレジット表記や事実確認のため、出版・掲載前に校正を提出すること。
11. 事業完了後の手続き
  - (1) 記事掲載後、当機構が定める様式による完了報告書（鑑文、要代表印）および任意の様式による報告書本文を作成すること。
  - (2) 成果品（掲載媒体）を最低 2 部提出すること。
  - (3) ウェブサイトの成果品は、画像ファイルや PDF などハードコピーとして残すことが可能な形態で提出すること（URL 提示のみは不可）。
  - (4) テレビ・ラジオの成果品は、OA 同録を DVD の提出またはデータ送信による提出とする。
  - (5) 完了報告書・成果品の提出とともに請求書を発行すること（報告以前の日付は不可）。精算手続きは不要とし、請求額は採択時に決定した金額とする。
  - (6) 振込先は会社名義の口座とし、個人口座の振込みは不可とする。
12. その他要件
  - (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
  - (2) 企画内容の不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
  - (3) この指示書に定めるもののほか、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。